

(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設
整備・運営事業

実 施 方 針
(記 載 例)

令和〇年〇月

国土交通省〇〇地方整備局

【本書の位置づけ】

本書は、国が、民間を活用してダム管理用水力発電施設の整備・運営を図る際の主要な論点について、令和５年度に開催した「気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会」での議論の結果も踏まえつつ、これから事業化を推進する際の解説的位置づけとして整理したものである。

整理にあたっては、PFI 法に規定される特定事業の実施に関する方針（以下、「実施方針」という。）の章構成に基づき、項目構成及び本文の例示と主要な論点の解説に努めている。

ただし、本書中の本文は、「気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会」での議論も踏まえて、基本的には次に掲げる条件下での例示であり、対象の事業の特徴等に合わせて修正することが適切である。

実際に官民連携を検討する際は、本書を参考とするほか、各ダムの特性や民間事業者の参画意向などを把握し、改めて実施方針を具体的に検討する必要がある点に留意が必要となる。

- ・事業類型：運営期間中の売電収入で初期投資額等を回収する独立採算型
- ・業務範囲：ダム管理用水力発電設備の設計、建設、運営
- ・事業方式：BT(Build Transfer)＋公共施設等運営権(コンセッション)方式
- ・事業期間：○ 年 オプション延長あり
- ・公募方式：公募プロポーザル方式

【本書の構成】

章構成：PFI法第５条に基づき構成している。採用する事業方式が変わっても、本構成については特に変える必要はない。

（実施方針）

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

２ 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- 一 特定事業の選定に関する事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

項目構成：PFI法の特段の規定はなく、例示となる。事業の実施方針を定める際には、改めて検討が必要である。

本文：当該項目において記載が想定される内容を例示したものであり、対象の事業の特徴等に合わせて修正することが適切である。

【本書の位置づけ】のとおり、一定の条件下で記載しており、事業の実施方針を定める

際には、改めて検討が必要である。

固有名詞等については「〇〇」と記載している。

民間事業者に対して早期に多くの情報を開示し、その検討を加速する観点から、実施方針においてなるべく多くの事項について具体的に条件を提示することが理想ではあるが、実施方針段階では決定できない事項も残ると想定される。その場合には、当該事項については募集要項等で示す旨を追記したうえで公表するなど、情報開示のスピードを優先することでもよい。

解説 : 本文は例示であり、対象事業の特徴等を踏まえて個別に検討する必要がある。その際に、当該項目を検討するにあたって留意が必要な点を記載している。

解説では、手引きにも記載しているなど特に留意することが求められる事項については、「＜要検討事項＞」を付している。

【補足】

本文については、どの案件でも同様の記載となる部分と、対象とするダム毎によって異なる部分がある。

本案では、対象とするダム毎に異なる可能性が高い事項を **青字** で記載している。

実施方針は実施方針単体で公表することも可能であるが、民間事業者への情報開示を促進する観点からは、要求水準書(案)も添付することが想定される。

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項.....	1
1.特定事業の事業内容に関する事項.....	1
2.特定事業の選定方法等に関する事項	8
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1.民間事業者の募集	9
2.民間事業者の選定手順.....	9
3.事業者の選定方法.....	12
4.応募者の参加資格要件.....	14
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	19
1.民間事業者の責任の明確化に関する事項.....	19
2.民間事業者の義務等.....	19
3.民間事業者の責任の履行確保に関する事項	19
第4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	21
1.立地条件に関する事項.....	21
2.本施設及び関連する本ダム施設の概要.....	21
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	22
1.係争に対する措置.....	22
2.管轄裁判所の指定.....	22
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
1.事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	23
2.事業の継続が困難となった場合の措置	23
3.融資機関または融資団との協議	24
第7 法律上の及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の協力に関する事項.....	25
1.法制上及び税制上の措置に関する事項.....	25
2.財政上及び金融上の支援に関する事項	25
3.その他の措置並びに支援に関する事項.....	25
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	26
1.使用言語	26
2.提出書類の作成に関する事項	26
3.実施方針等に関する現地見学会及び質問・意見の公表の受付等.....	26
4.今後のスケジュール	27
5.その他.....	28

第1 特定事業の選定に関する事項

1.特定事業の事業内容に関する事項

(1)事業名称

「(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設整備・運営事業」

(2)対象となる公共施設等の概要

〇〇ダム管理用水力発電施設

(「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)第3条第2項に定める河川管理施設)

(3)公共施設等の管理者の名称

国土交通大臣 〇〇 〇〇

(国土交通省設置法第 31 条第1項に基づき国土交通大臣の事務を分掌する者

〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇)

(4)事業目的

〇〇地方整備局は、〇〇ダム(以下、「本ダム」という。)について、本ダムの包蔵する未利用の水力エネルギーを有効活用し、ダム管理に用いる自家用の電力の確保を図るとともに、再生可能エネルギー活用によるカーボンニュートラルの推進と、ダム所在地の地域振興を図るため、ダム管理用水力発電施設(以下、「本施設」という。)の整備・運営を計画している。

(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設整備・運営事業(以下、「本事業」という。)は、ダム管理用水力発電施設について、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的な整備及び運営を実現するものである。

【解説】

ダム管理用水力発電施設整備・運営事業の主要な事業目的としては次のような事項が想定されるが、ダム毎に実施する目的が異なる場合も想定される。そのため、事業目的については、本事業を実施する目的を踏まえて記述することが求められる。

- ①管理用発電施設の整備・運営により、対象ダムにおける電力調達方法を多様化して災害対応力を高めること
- ②水力由来電源の新增設により、カーボンニュートラルにむけた取組の推進を図ること
- ③売電収入の一部の活用も視野に入れつつ、ダム所在地の地域振興を可能な範囲で検討すること
- ④事業化にあたっては民間事業者のノウハウを積極的に活用すること

(5)事業の概要

本事業は、本ダムのダム管理に必要な本施設を、PFI事業により一体的に設計・建設し、長期的な運営を行うものである。

現時点での事業の概要は次のとおりであるが、詳細は要求水準書によるものとする。

使用可能な放流	無効放流 ○m ³ /s
最大出力	○○kW
有効電力量(想定)	○○MWh (○○MWh)
整備用地	○○

○○地方整備局は、選定された民間事業者(以下、「選定事業者」という。)との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

○○地方整備局は、基本協定の定めるところにより、選定事業者が設立した特別目的会社(以下、「SPC」という。)又は(○○地方整備局が定める一定の要件を満たすことを前提として)選定事業者のうちの代表企業との間で特定事業契約を締結する予定である。SPC又は選定事業者(以下、総称して「事業者」という。)は、当該特定事業契約に基づいて本事業を実施する。

事業者は、○○地方整備局の利水放流量等の決定に従い、無効放流量を含む利用可能な流量に従属したダム管理用水力発電を行う。

事業者は、建設した本施設によって発電を行い、その電力をダム管理用に供給するほか、余剰電力を売電する。

① 設計業務

調査

基本設計

実施設計

その他関連業務

② 建設業務

土木工事他

電気工事

機械工事

その他関連業務

③ 運営業務

運転操作・監視業務

安全管理・警備業務

売電業務

点検・保守業務

非常時の対応

その他業務

【解説】

■選定事業者の業務内容 <要検討事項>

選定事業者の業務としては次のような業務を加えることも想定されるが、選定事業者の事業性や応募意欲が減じられる方向に働く可能性があることから、その記載の有無、評価の方針等については、対象事業の事業性や民間事業者の応募意欲を踏まえて整理する必要がある。一方で、ダム使用权を有する者等の理解が得られるよう配慮する必要がある。

○ダムの管理支援業務

除草・清掃の支援業務、ダムのその他管理支援業務

○地域振興業務

ダム所在地域の振興につながる業務

地域振興業務の内容については、基本的には民間事業者の提案とするが、地元のニーズについては国が一定程度整理し、公募時に民間事業者に対して提示することも想定される。

■SPC(Special Purpose Company)の設立 <要検討事項>

PFI事業(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき実施する事業。PFIはPrivate Finance Initiativeの略称。)では、業務範囲が幅広いことから、応募者は複数の民間事業者からなるグループであることが多い。

PFI法では事業主体(SPC)の新規設立は必須とはされていないが、対象事業に係る民間事業者が複数に亘ることのほか、対象事業の収支の分別管理、出資企業からの倒産隔離、事業実施場所での本社機能の配置、当該事業の収支を返済原資とするプロジェクトファイナンス方式での資金調達への配慮等の観点から、SPCの設立を条件づけている事例は多い。

SPCの法的な形態は複数想定されるが、PFI事業では会社法に基づく株式会社とすることが募集要項等で指定されていることが多い。

(6)事業方式

〇〇地方整備局は、本事業を実施するにあたり、事業目的を踏まえて、将来の運営を見据えた施設整備を行うため、設計・建設と運営を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していくことを求める。

そこで、本事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)(以下、「PFI法」という。)に基づき、事業者が自らの提案をもとに発電施設の設計・建設を行った後、〇〇地方整備局に当該発電施設の所有権を移転する方式

(BT(Build Transfer)方式)により実施することを想定している。

また、運営については、〇〇地方整備局が事業者に対して、PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営権(コンセッション)方式により、発電施設の公共施設等運営権(以下、「運営権」という。)を設定し、事業者が再生可能エネルギーの利用を希望する者に対して電力供給等のサービスの提供を行うこととする。

事業者は、運営において、本施設的能力や収益性の改善に資する追加投資・改修工事を事業者の費用負担により行うことができる。追加投資・改修工事の内容については、〇〇地方整備局と協議の上、決定することとする。

【解説】

■事業方式 <要検討事項>

新設施設を対象とした事業方式には、BTO方式、BOT方式、BOO方式がある。BTO方式では建設(Build)後に施設の所有権を公共へ移転(Transfer)し、管理・運営(Operate)を行うのに対し、BOT(Build- Operate-Transfer)・BOO(Build-Own-Operate)方式では事業者が施設を所有する点異なる。

■公共施設等運営権(コンセッション) <要検討事項>

PFI法に基づき、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。既存の施設においても、新設の施設においても設定が可能である。

運営権は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、利用料金の決定等も含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とし、民間事業者の創意工夫が活かされることが効果として期待される。運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定等による資金調達の円滑化が図られることが効果として期待される。

■BT+コンセッション

施設の所有権を公共に残したまま事業者に当該施設の運営権を設定するコンセッション方式は、基本的に既存施設を対象としているが、昨今はBT(Build Transfer)方式による施設整備と組み合わせ、BT+コンセッション方式として新設施設を対象とする事例も増えている。令和4年度に実施した民間事業者からの提案・意見聴取で民間事業者の希望が多かったのは「BT+コンセッション方式」であったため、ここでは同方式を前提として整理している。なお、個別のダムによって他の手法を選択することは妨げるものではない。

■事業者による追加投資・改修事項

コンセッション方式では、事業者が追加投資を行うことが可能である。しかし、ダム運用の適正性確保や資産が国所有であることなどを考慮し、その内容や時期等については協議のうえで決定することが現実的である。

(7)事業期間

本事業の事業期間は、以下に示すとおりである。

特定事業契約締結 令和〇〇年〇〇月

設計・建設期間 特定事業契約締結日から本施設における発電開始日

運営期間 本施設における発電開始日から〇年間

運営権は、運営権設定対象となる本施設の運営権存続期間の終期(オプション延長がされた場合は当該延長後の事業終了日)をもって消滅する。

なお、事業者から運営期間延長の要望があった場合には、〇〇地方整備局と選定事業者の間で協議を行い、協議がまとまった場合には運営期間の延長を行うことを想定している。

【解説】

■事業期間設定の視点 <要検討事項>

事業期間の設定にあたっては、法規制、事業性(施設の耐用年数、電力ビジネスの環境変化、投資回収)、既存発電設備の現況(既存発電設備と一体運営とする場合)を考慮して設定する必要がある。

管理用発電施設PFI事業では、事業性、民間事業者の意向等を踏まえると、事業期間については、①20年程度、②20年+オプション延長、③20年超(例:40年)のパターンが想定される。令和4年度に実施した民間事業者からの提案・意見聴取では、施設の耐用年数等を踏まえて20年以上の期間を希望する意見や、事業期間終了後もオプションで期間を延長することができる仕組みの導入を希望する意見が多かった。

本稿では、20年+オプション延長の記載方法を明確にする観点から、20年+オプション延長を前提として記載することとし、なお書きを加えている。

オプション延長を設けない場合は、上方の本文については、「運営権は、運営権設定対象となる本施設の運営権存続期間の終期をもって消滅する」という部分のみ残し、なお書きは削除することになる。

■事業期間の延長 <要検討事項>

電気業用水力発電設備の耐用年数は22年と設定されているなど、会計面での費用化の観点からは20年以上が必要である。しかし、実態的な耐用年数は40年以上とも言われており、事業者は長期間運営して投資回収を図りたいという希望が強いと想定される。

再生可能エネルギーの長期・安定的な供給が実現することは国にとってもメリットがあることから、国と事業者間で協議し、運営権対価等の事業条件について合意できれば、事業期間の延長を行うことも想定される。

先行PFI事例においても、鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業では、当初の運営権存続期間は20年であるが、オプション延長により約30年延長可能とされている(延長時の運営権存続期間は合計約50年)。また、空港コンセッション事業においてもオプション延長の事例(例、熊本空港特定運営事業等では15年以内の延長が可能)がある。

なお、国の財政負担が生じる場合(サービス購入型等)には、PFI法第68条により国の債務負担行為の年限が、当該会計年度以降30箇年度以内とされていることから、事業期間を同期間内に収まるように設定することについて留意が必要である。

■コンセッション方式を採用しない場合

「運営権は、運営権設定対象となる本施設の運営権存続期間の終期(オプション延長がされ

た場合は当該延長後の事業終了日)をもって消滅する。」は削除する。

(8)事業期間終了時の措置

① 運営権について

運営権は、本施設ごとに運営権の存続期間の終期(オプション延長がされた場合は当該延長後の事業終了日)をもって消滅する。

② 運営権設定対象となる本施設について

事業者は、事業期間の終了時、施設から速やかに退去する。事業者の保有資産については、事業期間終了時に、事業者の責任及び費用負担により処分することを原則とする。

なお、事業者は、事業期間満了後に〇〇地方整備局が本施設を継続的に運営業務を行うことができるように、事業期間満了日の約3年前から、本施設の運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を〇〇地方整備局に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと(事業期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、特定事業契約書において示す。)

また、事業者は、事業期間中の本施設の適正な運営に努め、事業終了3カ月前(引渡しの前3カ月前)に本施設の性能が確保されていることを確認し、〇〇地方整備局の承諾を得ること。

【解説】

■官民間の協議

要求水準書において対象施設の明渡条件は示すことになるが、当該条件が充足されているかどうかについて、明渡日の数年前から国と事業者間で協議を行い、合意を形成しておくことが現実的である。

■コンセッション方式を採用しない場合

なお、コンセッション方式を採用しない場合には、①と②の一文目は削除し、代わりに「事業期間の終了時、事業者は施設から速やかに退去する。」といった文を挿入することが想定される。

(9)民間事業者の収入及び費用に関する事項

① 事業者が実施する業務について

事業者が実施する本事業に係る費用は、売電収入により自ら回収するものとする。

また、事業者は、発電した電気をダム管理用として〇〇地方整備局に対して別途定める条件で供給するものとする。

なお、設計・建設業務に要する費用は〇〇地方整備局がその支払債務を負担の上、事業者から受け取る運営権対価の一部と相殺する。

【解説】

■国の対価の支払の有無等は対象事業の事業性で変わる <要検討事項>

本事業が独立採算可能な場合には、事業者の独立採算型とし、国は対価を支払わないことが想定される。

しかし、本事業の独立採算が難しい場合には、国が事業者に対してサービス購入料を支払う形態で事業化することも想定される。

その場合には、BT+コンセッション方式では、「施設整備費(BT代金)>運営権対価」となるため、施設完成・譲受時に、国から事業者に対して差額(施設整備費－運営権対価)の支払いが求められる。

または、BTO(Build Transfer operate)方式を採用し、施設整備費をサービス購入料として事業者を支払うことも想定される。

■余剰電力の売電内容は事業者の判断とする <要検討事項>

電力自由化の進展により、電力の販売内容も多様化している。そのため、事業者による余剰電力の売電内容(売電先、単価、使用する制度等)は、事業者の創意工夫の余地が大きいことから、事業者の判断に委ねることが適切である。

■国への電力供給条件 <要検討事項>

当該発電施設が設置されるダム管理用電力用として供給する部分については、無償を前提とする。

■コンセッション方式を採用しない場合

(9)①のなお書きは削除する。

② 土地・施設使用料について

事業者が都道府県に納める土地・施設占用料は〇〇円とする。

【解説】

土地・施設使用料については、対象となる施設の設置場所や用途を踏まえて、支払いの有無、金額を整理する。

例えば、事業者がダム管理棟の一部を事業の現場事務室等として使用する場合には、建物の占用料として都道府県に支払うことが想定される。

(10)遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令(関連する施行令、規則、条例等を含む。)等を遵守しなければならない。

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定基準

〇〇地方整備局は、PFI法、PFI基本方針及び「VFM(Value for Money)に関するガイドライン」(令和5年6月2日改定)、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」(同)等を踏まえ、民間事業者が実施することにより資金の効率的かつ効果的活用が図られることが見込まれる場合に、本事業を特定事業として選定する。

【解説】

PFIに関するガイドラインは複数あり、随時改定されている。そのため、最新版の内容については内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)HPにて確認する必要がある。

(2) 評価方法

〇〇地方整備局が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

【解説】

PFI導入に関する評価は、定量的評価と定性的評価の両面から整理する。

■定量的評価

定量的評価は、国が自ら本事業を実施した場合に事業期間中に得られる利益と、PFI手法を導入した場合における国が得られる利益を、現在価値ベースで対比することが想定される。

運営権を導入した場合には、後段については運営権対価とすることが考えられる。

PFI手法導入時においては、施設整備費の一定の削減、高効率発電機器の選定による発電量の増量、長期契約や相対交渉等による発電単価の増額等の可能性を考慮し、VFMを算定することが想定される。

■定性的評価

定性的評価は、発電事業収支の長期的な安定化、水力発電の価値を認める先への供給の実現、独立採算型とした場合に施設整備に係る国の財政負担が不要なこと、国の事務負担の軽減などが想定される。

(3) 特定事業の選定結果の公表

〇〇地方整備局は、前項に基づいて本事業を特定事業として選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1.民間事業者の募集

〇〇地方整備局は、PFI法第6条に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者(以下、「応募者」という。)を広く公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで民間事業者を選定する。事業者の選定 にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用することを予定している。

【解説】

会計法第29 条の3 第1 項では、国の締結する契約は原則として一般競争入札とすることが規定されている。ただし、同法第29 条の3 第3 項～第5 項では、特殊な事由により一般競争が国にとって不利である場合には、指名競争と随意契約が認められている。

PFI 事業における事業者選定方法では、WTO 政府調達協定の対象(中央政府機関の発注は邦貨換算額6.8 億円以上、令和4年4月1日から令和6年3月31日の場合)となる場合は、競争入札制度が適用されるため、総合評価型一般競争入札方式が用いられている。なお、独立採算型の事業では、国の支出がないことから、随意契約の一部である公募型プロポーザル方式での事業者選定が標準となる。

本事業は独立採算型であるため、公募プロポーザル方式を標準案として設定している。なお、事業者選定手順については、参加資格審査と提案審査による2段階審査で例示している。

2.民間事業者の選定手順

〇〇地方整備局は、以下の手順により事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については募集要項において提示する。

(1)手続き開始の公示

〇〇地方整備局は、特定事業の選定を行った場合は、本事業に係る募集要項について〇〇地方整備局のウェブサイトにおいて公表する。

(2)質問受付及び回答の公表

〇〇地方整備局は、募集要項等に関する質問を受け付け、その回答を〇〇地方整備局のウェブサイトにおいて公表する予定である。ただし、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(3)第一次審査資料の受付

応募者は、募集要項に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出す

る。

【解説】

第一次審査は、参加資格審査とする場合には、応募者として求められる資格（一般競争（指名競争）参加資格等）や実績の具備等が求められる。

(4) 第一次審査結果の通知

〇〇地方整備局は、第一次審査資料を提出した応募者を対象に参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。参加資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

(5) 第二次審査資料の受付

第二次審査資料の提出資格があると認められた応募者は、募集要項の定めるところにより、本事業を実施するための提案書を提出する。

(6) ヒアリング

〇〇地方整備局は、必要に応じて第二次審査資料の提案の内容について、ヒアリングを実施する。

(7) 優先交渉権者の選定

〇〇地方整備局は、第二次審査資料を提出した者を対象に、有識者等委員会における審議の結果を踏まえ、第二次審査資料を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

(8) 第二次審査結果の通知および公表

〇〇地方整備局は、提案を総合的に評価した結果について、第二次審査資料を提出した各応募者に通知するとともに、〇〇地方整備局のウェブサイトへの掲載等により公表する。

(9) 基本協定・特定事業契約の締結

① 基本協定の締結

〇〇地方整備局は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

【解説】

基本協定とは、「契約に関するガイドライン」（令和5年6月2日改正）によると、コンソーシアムが落札者として決定されたことを確認し、特定事業契約の当該コンソーシアムの設立する株

式会社(特定事業契約締結により「選定事業者」となる。)と管理者等との間での特定事業契約の締結に向けて、公共施設等の管理者等と当該コンソーシアム構成企業との間でその義務について必要な事項を定めるものである。

基本協定では、選定事業の落札者であるコンソーシアム構成企業による株式会社の設立(株式会社を設立する場合)及び選定事業の準備等について明記されている。

② SPCの設立

選定事業者は、本事業の遂行のみを目的としたSPCを設立する場合には、基本協定の定めるところにより、特定事業契約締結予定期限までに、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として[地元市町村]に設立する。

【解説】

■SPC(Special Purpose Company)
(P3参照)

■SPCの設立所在地

地域振興の観点から、SPCの本社所在地は、対象施設が立地する市町村を指定することが多い。対象事業において、国が地元と考える範囲を踏まえて、市町村名等を記入することが想定される。

③ 特定事業契約の締結

〇〇地方整備局は、事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた特定事業契約を締結し、事業者は、募集要項、事業者が提案した事業内容及び特定事業契約書の定めるところにより本事業を実施する。

【解説】

特定事業契約案は募集要項公表時に併せて公表しており、事業者選定後は当該特定事業契約案に基づいて、国と事業者の間で契約を締結することになるが、その際には、事業者から特定事業契約の文言の明確化等が求められることも多い。

その際には、弁護士等の意見も聴取し、公募条件の公平性等にも配慮しつつ、修正の適否を判断することが求められる。

(10)運営権の設定

〇〇地方整備局は、建設業務の完了後、直ちに事業者運営権設定書を交付し、運営権を設定する。

事業者は、運営権設定後直ちに、法令に従って運営権の設定登録を行うこととする。

【解説】

■公共施設等運営権登録簿に登録

運営権は、公共施設等運営権登録令(平成23年政令第356号)に基づき、内閣府に備えられている公共施設等運営権登録簿に登録を行う必要がある。

■コンセッション方式を採用しない場合

コンセッション方式以外の事業方式を採用する場合には、本項は不要である。

3.事業者の選定方法

(1)有識者等委員会の設置

〇〇地方整備局は、国土交通省〇〇地方整備局内に本事業に関する有識者等委員会を設置し、審査資料に関する審査基準の審議及び民間事業者から提出された応募書類の審査・評価等を実施する。なお、有識者等委員会の構成は手続き開始の公示時点において公表する。

(2)審査の内容

応募者が提出する事業提案については、以下の事項について総合的に審査を行う予定であり、具体的な事業者選定基準は、募集要項において公表する。

- ① 事業の実施方針及び実施体制の提案内容に関する審査
- ② 資金調達及び収支計画の提案内容に関する審査
- ③ 発電計画(設計、建設業務、運営業務)の提案内容に関する審査
- ④ 売電計画(売電先、条件等)の提案内容に関する審査

【解説】

事業者選定基準については、上記の項目を基本としつつ、本事業に関する有識者等委員会の意見を踏まえて設定する。

(3)審査の方法

審査は以下の2段階審査方式とし、別途公表される事業者選定基準に従って行う。

第一次審査においては、資格審査並びに実績等審査に必要な書類の提出を受けて、事業提案書の提出する者としての資格が有ると認められる応募者を選定する。

第二次審査においては、事業提案書の提出する者としての資格が有ると認められた応募者から事業提案書の提出を受けて、事業提案書の内容について審査を行う。なおその際、必要に応じてヒアリング等を行うことがある。

【解説】

本項では2段階審査方式を前提として記載しているが、1段階審査方式とすることも想定される。どちらを採用すべきかを整理した明確な基準はないが、応募者数の見込み、審査期間等を踏まえて案件ごとに検討する。

なお、先行 PFI 事業では、1段階目を資格審査としているものを含めて、2段階審査としている事例が多い。

(4)優先交渉権者の選定

〇〇地方整備局は有識者等委員会から報告される審査の経過及び結果をふまえ、優先交渉権者及び次点者以降の順位者を決定する。

また、〇〇地方整備局は、優先交渉権者と特定事業契約の内容に関する協議を行い、協議が成立した場合には当該優先交渉権者を民間事業者として決定する。なお、協議が成立しない場合には、次点者以降の応募者と評価順に協議を行うこともある。

【解説】

優先交渉権者との契約締結協議が不調となった場合、次点者以降どこまで協議の対象とするかは対象事業ごとに決定することになる。上記では、協議成立まで順位下げていくことを前提とした表現としている。

(5)提出書類の概要

〇〇地方整備局は、応募者から事業者を選定するにあたり、参加表明書、競争参加資格の確認資料、事業計画の提案資料等の書類の提出を応募者に求める予定である。なお、提出書類の取扱は以下のとおりとし、内容の詳細については説明書において示す。

① 著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、〇〇地方整備局が公表その他本事業に関して必要と認める範囲においてこれを無償で使用するものとする。また、選定に至らなかった応募者の事業提案書については、事業者の選定後、これを返却するものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

4.応募者の参加資格要件

(1)応募者の構成

- ① 応募者は、第1 1.(5)に示す業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるものとする。応募者を構成する企業(以下、SPCに出資を行う者を「構成企業」といい、出資を行わない者を「協力企業」という。)は、構成企業の中から代表となる企業(以下、「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ② 応募者は、対象事業と同種または類似の事業の実績を有しているものとする。なお、複数の法人で構成するグループで参加する場合は、構成する法人のいずれかが満たすことでよい。
同種事業:ダムにおける水力発電設備の工事及び運営
類似事業:ダム以外での水力発電設備の工事及び運営
- ③ SPCを設立する場合、SPCへの出資については、以下の要件を満たすこととする。
 - (ア) 代表企業又は構成企業である株主がSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
 - (イ) 代表企業又は構成企業を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
 - (ウ) SPCの株主は、原則として、本事業の事業協定が終了するまでSPCの株式を保有することとし、〇〇地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
- ④ 応募者は、応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第1 1.(5)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにする。なお、第1 1.(5)に掲げる業務のうち、設計業務を担う設計企業については、応募時には具体的な企業名を提案しないことも認めるが、その場合には事業着手時までに設計企業の要件を満たす者を確保し、〇〇地方整備局の承諾を得ることを条件とする。また、本事業の実施に際し第1 1.(5)に掲げる業務以外の業務を担う企業を提案することは可能であるが、その場合は、具体的な役割を明らかにすること。その際には、応募者の構成企業のうち1社が、第1 1.(5)に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務は、業務範囲を明確にしたうえで 応募者の構成企業及び協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。
- ⑤ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、〇〇地方整備局と協議するものとし、〇〇地方整備局が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。
- ⑦ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。

- ⑧ 上記④及び⑦において、「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。

【解説】

■応募者の構成

応募者の構成において主な論点は以下のとおりである。

◇同種または類似の事業の実績

同種または類似の事業の実績は、4. (1)②の記載を基本とするが、事業実施の確実性及び競争性の確保の観点から、事業を実施するダム毎に検討する。

応募時点での設計企業の明確化などを参加資格要件として追加で設定することも可能であるが、当該設定の是非については、事業内容や、実施方針公表前に実施する民間事業者への意向調査などを踏まえて、ダム毎に検討する。

なお、設計企業等を応募者の構成企業としない場合（応募時には具体的な企業名を提案しない場合）であっても、事業者として選定された後に、事業着手時までに設計企業の要件を満たす者を確保し、〇〇地方整備局の承諾を得ることを条件とすれば、設計面での質の担保は可能と考えられる。

◇参加企業

PFI事業では、複数の構成企業で応募する事例が多く見受けられる。本事業でも、施設整備、運営の各段階で主となる民間事業者が異なる可能性がある。

このため、例示では、本事業の応募者の構成としては、設計・建設・運営までの各段階において、同一又は複数の企業が構成企業又は協力企業として応募者となる可能性を妨げないことを想定して記載している。

◇SPC への出資

SPCを設立する場合は、SPC の独立性・機動性・合理性等の観点から、SPC への出資について規定を設けることが一般的である。実際には、民間事業者への意向調査などを踏まえて決定する必要がある。

◇民間事業者の複数グループでの応募

民間事業者（資本面若しくは人事面において関連のある者を含む）の複数グループでの応募は基本的には禁止である。

しかし、ダムの特定業務の参加可能企業が極めて限定的なケースでは、競争環境を確保する観点から、当該業務の企業については他の応募グループの協力企業として重複参加することを認めるなど、対象事業の特性にあわせて検討する必要がある。

■応募者の変更

PFI事業では、一般的に公募開始から優先交渉権者の決定までに数か月間を要し、従来型発注における入札公告から落札者決定までの期間に比べると長い。そのため、応募者の資格の有無に係るような事象が発生する可能性も高まるため、それに配慮した条件設定等が必要となる。

(2)応募者の参加資格要件

① 応募者を構成する企業に共通の資格要件

応募者を構成する企業は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (イ) PFI法(平成 11 年法律第 117 号)第 9 条の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
- (エ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (オ) 第一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の選定の日までの期間に、〇〇地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和 59 年 3 月 29 日建設省厚第 91 号、令和 2 年 12 月 25 日国会公契第 22 号にて改正)に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号)及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (カ) 〇〇地方整備局が本事業に関する検討を委託した者である〇〇社、並びに〇〇社が本事業に関するアドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (キ) 前述3.(1)の有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- (ク) 上記(カ)(キ)において、「資本面において関連のある者」及び「人事面において関連のある者」とは、上記 4(1)⑧に同じ。

② 設計企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、設計業務に携わる企業(以下、「設計企業」という。)は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 〇〇地方整備局の令和〇〇・〇〇年度における「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
- (イ) 設計企業は、日本国内でダムに関する水力発電設備の設計の業務(基本設計又は実施設計)に携わった実績を〇件以上有すること。
- (ウ) 設計業務を複数の設計企業が分担して実施する場合にあっては、いずれの設計企業においても上記(ア)を満たしていること。また、いずれかの設計企業が上記(イ)を満たしていること。
- (エ) 配置予定技術者の資格及び実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件は募集要項公表時に示す。

③ 建設企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、建設業務に携わる企業(以下、「建設企業」という。)は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 〇〇地方整備局(港湾空港関係を除く。)の令和〇〇・〇〇年度における「一般土木工事」、「電気設備工事」、「受変電設備工事」、「機械設備工事」及び「建築工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
- (イ) 建設企業は、日本国内で水力発電所(ダム式であるか否かは問わない)の建設に携わった実績(民間発注工事も含む)を〇件以上有すること。
- (ウ) 建設業務を複数の建設企業が分担して実施する場合にあっては、上記(ア)について、自らが実施する業務に該当する分野の一般競争参加資格の決定を受け、実績を有すること。また、いずれかの建設企業が上記(イ)を満たしていること。
- (エ) 配置予定技術者の資格及び実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件は募集要項公表時に示す。

④ 運営企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、運営業務に携わる企業(以下、「運営企業」という。)は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 国土交通省の令和〇〇・〇〇・〇〇年度における入札参加資格(全省庁共通)「役務の提供等」の〇〇地域の競争参加資格を有する者であること。
- (イ) 運営企業は、日本国内で水力発電所の運営に通算〇年以上携わった実績を有すること。なお、子会社等が運営実績を有する企業も含む。
- (ウ) 運営業務を行うにあたって必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること。
- (エ) 運営業務を複数の運営企業が分担して実施する場合にあっては、運営業務を担当する企業において上記(ア)を満たすとともに、上記(ウ)については、自らが実施する

業務を行うにあたって必要な資格を有すること。また、いずれかの運営企業が上記(イ)を満たしていること。

(オ) 配置予定技術者の資格及び実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件は募集要項公表時に示す。

【解説】

■全体 <要検討事項>

応募者全員が備えるべき資格等と、各分野を担当する応募者が満たすべき資格等を示す必要がある。

検討を行う主な項目は以下のとおりである。

- ・企業の資格、等級
- ・企業の実績(件数、実施年数等)
- ・配置技術者の資格
- ・配置技術者の実績

実際には、事業実施の確実性の確保と競争性の確保という二つの観点から、当該ダムの特徴や事業内容を勘案し、民間事業者への意向調査などを踏まえて決定する必要がある。

事業実施の確実性の確保にも配慮しつつ、件数を含めて過度な実績は求めず(例、1件)、多くの民間事業者が応募できるように考慮する。

■実績についての考え方 <要検討事項>

本案では、参加資格の有無を示すという視点から、実績について同種業務と類似業務の区分はしていない(どちらの実績でも参画可能)。

なお、応募者の選定にあたっては、実績内容も評価することも考えられる。

【同種・類似業務実績例】

同種事業:ダムにおける水力発電設備の工事及び運営

類似事業:ダム以外での水力発電設備の工事及び運営

複数の法人で構成するグループで参加する場合は、構成する法人のいずれかが満たすこと

■参加資格要件の具体的な定義(応募グループでの充足等) <要検討事項>

先行事例を踏まえて、下記を基本とし、事業を実施するダム毎に検討することも想定される。なお、現案でもそのような考え方で記載している。

- ・複数の法人でグループを組成し応募する際、例えば、水力発電設備の工事实績を有する法人と同運営実績を有する法人がグループに含まれていれば、応募グループとして同種・類似業務実績要件を満たすと見なす。(4(2)③(ウ))
- ・グループで応募し事業実施時に新会社を設立する場合、当該新会社へ出資をしない法人も、グループの一員とすることを妨げない。(4(1)③(ア))
- ・ただし、グループを構成する法人については、応募時に担当業務を明確にすることとし、応募後の変更は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として認めない。(4(1)④、⑤)
- ・着手済案件も実績として認める。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1.民間事業者の責任の明確化に関する事項

(1)責任分担の基本的な考え方

〇〇地方整備局と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

(2)想定されるリスクと責任分担

想定される〇〇地方整備局と事業者のリスクの責任分担は、資料1「リスク分担(案)」によるものとする。なお、具体的な責任分担については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、募集要項公表時に示す。

【解説】

公共施設及びダム管理用発電施設としての本施設の特性を踏まえ、国と民間の適正なリスク分担により、本事業の事業目的の遂行を図る必要がある。

なお、基本スキームを独立採算型とする場合には、本事業に係るリスクは、実施契約等に特段の定めない限り事業者の負担とすることも想定されるが、ダム管理用発電施設であること、ダムの放流操作は国が行い発電は従属発電であることなどを鑑み、適切なリスク分担とすることが求められる。

具体的なリスク分担については、対象ダムの特徴や事業内容、民間への意向調査などを踏まえて決定することが必要である。

2.民間事業者の義務等

事業者は募集要項等及び提案書に基づく諸条件を踏まえて、本施設の機能が十分発揮でき、支障なくサービスが提供できるように、施設の設計、建設、運営を行う義務を負うこととなる。

なお、実施方針等に関する質問、意見及び提案の結果を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、募集要項において示す。

3.民間事業者の責任の履行確保に関する事項

(1)契約保証金の納付

〇〇地方整備局は、特定事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、特定事業契約の保証を求めることを予定している。契約保証金の額、対象期間等の詳細については、募集要項等の公表時に示す。

【解説】

会計法第29条の9第1項では、国と契約を結ぶ者をして、契約保証金を納めさなければならぬとされており、契約保証金又はそれに代わる措置の種類は、次のとおりである。

- ・会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
 - ・予決令第100条の3第1項第1号及び第2号に基づく契約保証金納付に代わる措置（加入保険の義務付け等）
 - ・予決令第100条の4に基づく契約保証金に代わる担保の提供
 - ・なお、会計法第29条の9第1項ただし書の規定、予決令第100条の3第1項第3号に基づき、予決令第72条の第1項の資格を有する者による随意契約による場合において、その必要がないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる（モニタリングによって必要な費用の積立状況を監視する等）
- 一方で、契約保証金の納付によって事業者の採算性を著しく損ねる場合も想定され、契約保証金の納付については民間への意向調査などを踏まえて決定することが必要である。
- なお、その際の次にあげる留意点について少なくとも考慮し決定を行うことが必要である。
- ・独立採算型では、長期間にわたって、大規模修繕等のリスクを原則として事業者が負うこととなること。そのため、土地・施設使用料の不払いや事業者との事業期間中の契約解除、事業者の積み立て不足などに備えて予め方策を講じる必要があること。
 - ・行政財産の使用許可や貸付に関して、蔵管第1号では、賃借料の不払いや現状回復不履行などに備え、原則担保を徴すとされ、担保価額の目安が示されていること。
 - ・契約保証金の納付を義務付けた場合は、国は当該保証金の額を保全する義務が生じること。

(2)事業の実施状況の監視及び改善

〇〇地方整備局は、事業者が特定事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成していることを確認するため、本事業の実施に関する各業務の業績及び実施状況について監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。なお、詳細については募集要項公表時に示す。

【解説】

PFI事業では、事業者の適正な履行を図るため、モニタリングの結果により要求水準の未達が認められた際には、国が是正勧告を行い、事業者に業務改善に係る計画書を提出させる方法が一般的にとられる。

また、是正勧告によっても業務が改善されない場合は、国は特定事業契約を解除する方法が一般的に取られるが、特定事業契約解除までに至らないようにモニタリングを行い、必要があれば協議を行うことが重要である。

第4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1.立地条件に関する事項

本施設の立地条件に関する事項を以下に示す。

本施設の名称		〇〇ダム管理用水力発電設備
所在地		一級水系〇〇川河川区域内 (住所等を記入)
敷地面積		〇〇m ²
地域地区		都市計画区域外
〇〇ダム 諸元	流域面積	〇〇km ²
	ダム高	〇〇m
	SWL	〇〇EL.m
	NWL	〇〇EL.m
	制限水位	〇〇EL.m
	LWL	〇〇EL.m

2.本施設及び関連する本ダム施設の概要

(1)本ダムの運営概要

本施設が従属して発電を行う、本ダムのダム管理状況に関する事項をとして、過去の水文観測概要、及び消費電力量について資料2「水文観測・調査結果及び電力消費状況」に示す。

(2)施設の構成

① ダム管理用水力発電設備

商用電源の一部を自らの発電で賄うことによりダム管理費用を縮減するほか、非常時の電源ともなるものとして、電気・機械設備、土木構造物、建物のすべてからなるダム管理用水力発電設備を設計・建設し、運営を行う。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1.係争に対する措置

以下の事業計画または契約の解釈に疑義が生じた場合は、〇〇地方整備局と事業者は本事業の事業目的の遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

- ① 〇〇地方整備局が公募手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書
- ② 事業者が公募手続において提出した事業計画の提案資料
- ③ 〇〇地方整備局と選定事業者との間で締結された基本協定書
- ④ 〇〇地方整備局と事業者との間で締結された特定事業契約書

2.管轄裁判所の指定

基本協定及び特定事業契約に係る紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【解説】

基本的には、〇〇地方整備局の所在地にある地方裁判所を指定することが想定される

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1.事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、特定事業契約に定める事由ごとに、〇〇地方整備局と事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2.事業の継続が困難となった場合の措置

(1)事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、〇〇地方整備局が、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、〇〇地方整備局は、特定事業契約を解約することができるものとする。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、〇〇地方整備局は、特定事業契約を解約することができるものとする。
- ③ 前2号により特定事業契約が解約された場合、事業者は、〇〇地方整備局に、生じた損害を賠償しなければならない。

(2)国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

〇〇地方整備局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解約することができる。

前号により特定事業契約が解約された場合、〇〇地方整備局は、事業者が生じた損害を賠償しなければならない。

(3)当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力その他〇〇地方整備局又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、〇〇地方整備局と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

一定の期間内に前号の協議が整わないときは、〇〇地方整備局又は事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、特定事業契約を解除することができるものとする。

前号の規定により〇〇地方整備局又は事業者が特定事業契約を解除した場合の措置は、特定事業契約に定めるところに従うものとする。

不可抗力の定義については、募集要項公表時に示す。

3.融資機関または融資団との協議

〇〇地方整備局は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、予め事業者の本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

【解説】

■直接協定

直接協定とは、選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合又はそのおそれがある場合などに、国による特定事業契約の解除権行使を融資金融機関が一定期間留保することや、金融機関による担保権の設定・実行に関する取り決めなど、事業に対する一定の介入を可能とするために、国と融資金融機関との間で直接結ばれる協定である。

事業者及び事業者に融資を行う金融機関の依頼によって締結するもので、すべての事業で締結するものではない。

また、直接協定書案は、事業者及び事業者に融資を行う金融機関が作成して、国に対して提示する。国は、法務アドバイザー(弁護士)の意見も踏まえつつ、文言について協議を行う。

第7 法律上の及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の協力に関する事項

1.法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、〇〇地方整備局は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。

今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合は、〇〇地方整備局は当該措置の適用以降の特定事業契約上の措置について検討を行うものとする。

2.財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、〇〇地方整備局はこれらの支援を事業者が受けることができるように協力するものとする。

3.その他の措置並びに支援に関する事項

〇〇地方整備局は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、〇〇地方整備局は必要に応じて協力する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1.使用言語

本事業に関して使用する言語は日本語とする。

2.提出書類の作成に関する事項

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

3.実施方針等に関する現地見学会及び質問・意見の公表の受付等

(1)実施方針等に関する現地見学会

〇〇地方整備局は、本事業への参加を予定している者に対し、本実施方針等に関する現地見学会を実施する。

① 実施日

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)、〇〇日(〇)

時間等詳細については、様式1「現地見学会参加申込書」受領後に各参加希望者に電子メールにより通知する。

② 参加申込書提出先

下記5.(2)の問合せ先に同じとする。令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)〇〇時までに様式1「現地見学会参加申込書」に必要事項を記入し、持参、郵送、電送、電子メールのいずれかにより提出すること。ただし、電送または電子メールの場合は着信を確認すること。なお、実施日の通知を受ける担当者の部署、氏名、電話及びメールアドレスを必ず記載すること。

(2)実施方針等に関する質問・意見受付及び回答の公表

① 受付期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)10:00 から

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)17:00 まで

なお、持参の場合は受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10:00 から 17:00 までとする。

② 提出方法

実施方針に関する質問または意見等の内容を簡潔にまとめ、様式2「実施方針等に関する質問書」に記入し、持参、郵送、電送、電子メールのいずれかにより提出すること。ただし、電送または電子メールの場合は着信を確認すること。なお、回答を受ける担当者の部署、氏名、電

話及びメールアドレスを必ず記載すること。

③ 提出先

下記5.(2)の問合せ先に同じとする。なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

④ 回答方法

質問に対する回答は、以下の予定日に国土交通省〇〇地方整備局のウェブサイト等に公表する。

⑤ 回答公表予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(3)実施方針の変更

〇〇地方整備局は、民間事業者等からの質問及び意見等をふまえ、PFI法第6条に定める「特定事業の選定」までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、国土交通省〇〇地方整備局のウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

4.今後のスケジュール

実施方針公表後のスケジュールは下記のとおり予定している。

日程	内容
令和〇年〇月	特定事業の選定
令和〇年〇月	募集要項の公表
令和〇年〇月	第一次審査資料の受付
令和〇年〇月	第一次審査結果の通知
令和〇年〇月	第二次審査資料の受付
令和〇年〇月	事業者の選定
令和〇年〇月	基本協定の締結
令和〇年〇月	特定事業契約の締結
令和〇年〇月	発電開始
令和〇年〇月	PFI 事業終了
令和〇年〇月	

5.その他

(1)情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開及び情報提供は、以下のウェブサイトを通して適宜行う。

国土交通省〇〇地方整備局のウェブサイト

<http://www.〇〇.mlit.go.jp/>

(2)問合せ先

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりである。

国土交通省〇〇地方整備局河川部〇〇課

[illegible]

TEL :

E-mail :

なお、実施方針等の内容について電話での直接回答は行わない。

(様式1)

令和〇〇年〇月〇日

現地見学会参加申込書

「(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設整備・運営事業」に関する実施方針等に関する現地見学会への参加を申し込みます。

会社名	
参加者氏名	

※定員は〇名とし、本事業への参加を予定する者に限ります。グループ単位での応募も可としますが、その場合の定員は各社〇名かつ合計〇名とします。

なお、グループ単位で応募する場合には、上表を適宜追加してください。

※詳細の日程は後日、下記の連絡先に電子メールにて連絡いたします。

※〇〇地方整備局への申込後、必ず整備局に対して電話により受信確認を行ってください。

※当日は、公表資料等を持参してください(当日の配布はありません)。

(担当者連絡先)※グループ単位で応募する場合は各社ごとに記載

所属部署：

役 職 名：

氏 名：

電話番号：

E-mail：

【解説】

以下様式は参考である。当該事業に合わせて修正が必要となる。

(様式2)

令和〇〇年〇月〇日

実施方針等に関する質問書

「(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設整備・運営事業」に関する実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	E-mail	

No	該当箇所						タイトル	質 問
	頁	章	項					
「実施方針」に関する事項								
1	1	第 1	1	(1)	①	ア		
2								
3								
4								
5								
「要求水準書」に関する事項								
1	1	第 1	1	(1)	①	ア		
2								
3								
4								
5								

注)〇〇で対応可能なバージョン)により作成すること。

該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入すること。

行が不足する場合には、適宜調整すること。

実施方針等の該当箇所の順番に並べること。

質問は、各 No.につき1点とすること。(一つの No.の中に複数の質問を含まないこと。)

不開示を希望する質問についてはその旨を記載すること。

(様式3)

令和〇〇年〇月〇日

実施方針等に関する意見書

「(仮称)ダム管理用水力発電施設整備・運営事業」に関する実施方針等について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	E-mail	

No	該当箇所						タイトル	意見
	頁	章	項					
「実施方針」に関する事項								
1	1	第 1	1	(1)	①	ア	〇〇〇	
2								
3								
4								
5								
「要求水準書」に関する事項								
1	1	第 1	1	(1)	①	ア	〇〇〇	
2								
3								
4								
5								

注)〇〇で対応可能なバージョン)により作成すること。

該当箇所の記入にあたっては、数値、記号は半角小文字で記入すること。

行が不足する場合には、適宜調整すること。

実施方針の該当箇所の順番に並べること。

意見は、各 No.につき1点とすること。(一つの No.の中に複数の意見を含めないこと。)

不開示を希望する質問についてはその旨を記載すること。

資料１：リスク分担(案)

【解説】

手引きの記載内容を踏まえて、本事業のリスク分担表を作成し、添付する。

実施方針公表時点では判断ができない事項については、実施方針では官民間の分担を明確には示さず、民間事業者からの意見を募ったうえで判断することも考えられる。

資料２：水文観測・調査結果及び電力消費状況

① 貯水位の推移

[例. 10 年分]

② 放流量の推移

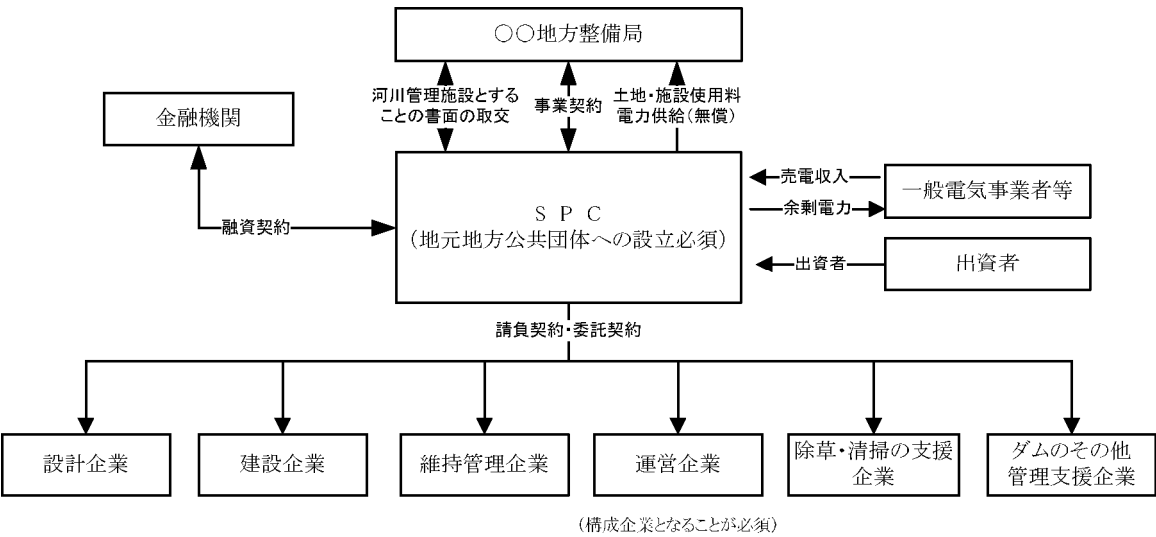
[例. 10 年分]

③ 管理用電力量の推移

[例. 10 年分程度]

資料３：本事業で想定される事業スキーム図

本事業で想定している事業スキームは次のとおりである。



【解説】
上記の事業スキーム図は一例であり、対象事業に即して作成する。